

1 施策の位置付け

政策の柱	II 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために	政策名 (基本施策名)	8 生涯にわたる学習活動を促進する	政策の達成目標 (基本施策目標)	子どもから大人まで、市民の誰もが自分に合った学習の機会や場を得られるとともに、意欲を持って地域のための活動に取り組んでいます。
------	-------------------------	----------------	-------------------	---------------------	---

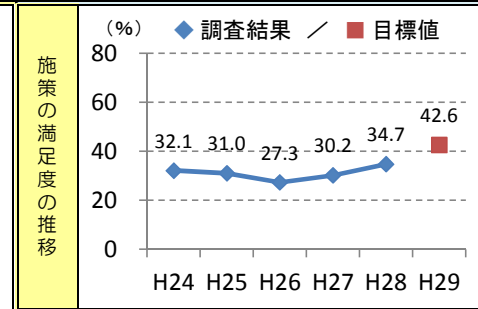
2 施策の取組状況

施策目標	学校や家庭などが連携し、地域をあげて子どもの育成に関わっています。
------	-----------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
	指標1	放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数	単年度目標値	17,016	19,862	23,324	27,200	31,888			37,438	B	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	32.1%	31.0%	27.3%	
現状値			14,716人	実績値	16,907	23,216	23,170	23,960	23,739	目標値(H29)	42.6%				前年度からの増減	-1.1pt	-3.7pt	2.9pt	4.5pt
目標値(H29)			37,438人	単年度の達成度	99.4%	116.9%	99.3%	88.1%	74.4%	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									
指標2	魅力ある学校づくり地域協議会による学校教育支援活動数	単年度目標値	830	850	870	890	910	930	A	【参考】中核市等との水準比較	放課後子ども教室実施カ所数/市立小学校児童1千人	中核市平均	0.95	0.98	1.07	1.21	1.28	B	
		実績値	1.03	1.52	1.52	1.67	1.78												
		現状値	807	実績値	842	865	870	901			909	中核市での本市の順位	14位/41市中	12位/41市中	13位/42市中	15位/43市中	16位/45市中		
目標値(H29)	930	単年度の達成度	101.4%	101.8%	100.0%	101.2%	99.9%	中核市平均											
現状値		実績値						実績値											
目標値(H29)		単年度の達成度						中核市での本市の順位											

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (±5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国において、平成27年度の「放課後子ども総合プラン」の施行により、宮っ子ステーション事業として、放課後子ども教室推進事業と子どもの家・留守家庭児童会事業の更なる一体的または、連携した事業の実施が求められている。</li> <li>国において、平成27年度の「子ども・子育て支援新制度」の施行により、対象学年の拡大に伴う供給体制の確保や設備及び運営に関する基準への対応など、新たな制度に適切に対応していくことが求められている。</li> <li>平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、学校運営協議会について、教育委員会に対する設置の努力義務化、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定が見直された。また、同年4月に「社会教育法」についても一部が改正され、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が新たに整備された。</li> </ul>	市民満足度	子どもの家・留守家庭児童会と放課後子ども教室を一体的に実施する宮っ子ステーション事業の推進や魅力ある学校づくり地域協議会への活動支援などによる「地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり」、親学出前講座などの講座開催による「家庭の教育力向上」など、学校・家庭教育支援の充実に総合的に取り組んできたことで、市民満足度は前年度より上昇した。
施策指標	放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数については、活動内容の充実に向けた支援を継続的に行ってきたことにより、地域活動者数は概ね横ばいとなった。 魅力ある学校づくり地域協議会による学校教育支援活動数については、各地域協議会への効果的な支援を行うことで、前年度より活動数が増加した。		

総合評価	79点
総合評価	概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業の目的	事業内容		事業の進捗状況	H28事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業	○★	「学校教育の充実」と「家庭・地域の教育力の向上」	魅力ある学校づくり地域協議会	各協議会の活動支援(活力ある学校づくりへの参画, 地域の教育力を生かした学校教育の充実, 地域ぐるみの児童生徒の健全育成・安全確保, 学校施設や地域の教育資源を活用した家庭・地域の教育力向上)	計画どおり	37,563	H18	独自性	「魅力ある学校づくり地域協議会」の活動を支援することを通して, 地域の教育力を生かした「学校教育の充実」と地域ぐるみでの子育てによる「家庭・地域の教育力向上」を図るとともに, 「コミュニティ・スクール」を取り巻く国の動向を踏まえながら, 「地域とともにある学校づくり」を推進する。 「コミュニティ・スクール」の導入を見据えた, 学校運営参画機能の強化や学習支援事業(地域未来塾)の導入推進に向けた活動支援に取り組む。
2	家庭の教育力向上事業の推進	○★	学校・家庭・地域・企業等と連携した家庭教育支援の充実	主に保護者, 未来の親(中学生・高校生等), 家庭教育支援団体, 企業	親学出前講座の実施, うつのみや版親学と子どもの情報誌の発行, 家庭教育サポーターの養成, 市P連・企業との連携等	計画どおり	2,801	H19		人づくりにおいて重要な役割を担う家庭の教育力向上を図るため, 親学出前講座や家庭教育支援講座などの講座開催及びうつのみや版親学と子どもの情報誌と家庭の教育手帳の発行を通じた情報提供を通して, 学習機会の充実に図っていく。 また, 親学習プログラム指導者研修会, 家庭教育サポーター養成講座及びフォローアップ研修, 家庭教育サポーターとの協働企画講座の運営等を通して, 家庭教育支援団体との連携強化及び家庭教育支援者の人材育成に取り組む。 家庭教育サポーターや親学習プログラム指導者の活動機会の拡充及び資質向上を図るため, それぞれの活動に応じた支援を行うとともに, 効果的かつ実践的なフォローアップ研修等を実施する。
3	子育て世代対象事業	○★	子育て世代の家庭教育に対する意識の高揚や家庭教育支援の充実	市内に住んでいる乳児～高校生とその保護者	「幼児と親の家庭教育子育て広場」, 「親子チャレンジ教室」などの各種家庭教育講座等の開催	計画どおり	2,870	S24		家庭や親の役割, 子どもとの関わり方などについて, 保護者の気づきを促す講座の実施や, 仲間づくりにつながる交流機会の充実に努めるとともに, 地域や学校, 企業等と連携した講座の実施など家庭教育支援の充実に取り組む。
4	放課後子ども教室推進事業	○★	全ての児童に放課後等に交流活動の場所を確保するとともに, 地域ぐるみで子どもを育む環境づくり	市民(児童及び地域住民)	放課後子ども教室の実施	計画どおり	90,551	H19	独自性	今後, 未実施校区に対して, それぞれの立ち上げにあたっての課題を把握し, 校区ごとの実情に応じた立ち上げ支援を強化していく。 また, 実施校区に対して, 学習支援やスポーツ・文化活動, 交流活動などの活動内容の充実にに向けた支援を継続する。
5	子どもの家・留守家庭児童会事業	○★	留守家庭児童の生活の場として遊びやしつけを通じた児童の健全育成と, 乳幼児とその保護者の子育て支援	留守家庭児童及び乳幼児とその保護者	乳幼児とその保護者への交流の場, 留守家庭児童への遊び場, 居場所の提供	計画どおり	538,800	S41	独自性	平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け, 平成32年度まで続く支援単位の引下げに伴うクラス数の増加に対応するため, 供給体制を確保するとともに, 各子どもの家等が円滑に運営できるよう, 支援の強化を図る。また, 経済的理由により子どもの家等の利用が困難な児童の保護者に対して, 保護者負担金の一部を助成することで, 子どもの家等の利用を促し, 児童の健全育成を図る。
6	子どもの家建設・整備費	○	留守家庭児童の生活の場として遊びやしつけを通じた児童の健全育成と, 乳幼児とその保護者の子育て支援	留守家庭児童及び乳幼児とその保護者	子どもの家施設の整備及び改修, 設備等の新増設	計画どおり	261,334	S41	独自性	平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け, 利用児童の良好な生活環境を確保するとともに, 見込まれる受入児童数の増加に対応するため, 引き続き余裕教室の活用や一時借用を基本に事業実施場所の確保を図る一方, 既存施設等の活用が困難な場合においては, 現子どもの家等施設の老朽・狭隘化などの状況を総合的に勘案し, 計画的に新たな施設整備を行なう。
7	地域の教育力向上事業の推進		地域ぐるみで子どもを育む環境づくり	地域の大人	地域の大人による教育活動を促す啓発や活動支援	計画どおり	7	H18		引き続き, 「ラジオ体操講習会」の実施を通して, 地域の大人による地域ぐるみで子どもを育む活動を促すとともに, 活動に関わる大人同士の交流の機会とする。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆魅力ある学校づくり地域協議会については, 「学校教育の充実」と「家庭・地域の教育力の向上」を図るため, 各地域協議会への支援をさらに充実していくとともに, 「コミュニティ・スクール」の導入を見据えた事業の推進が必要である。</li> <li>◆家庭の教育力向上事業については, 学校, 家庭, 地域, 企業等と連携し, 家庭の教育力向上を図るための学習機会の充実や家庭教育支援者の人材育成を図っていく必要がある。</li> <li>◆放課後子ども教室の推進については, 全校実施に向けて未実施校区に対し, 校区ごとの実情に応じた立ち上げ支援の強化が必要である。</li> <li>◆子どもの家・留守家庭児童会事業については, 平成32年度まで続く支援単位の引き下げに伴うクラス数増加へ適切に対応するとともに, 経済的な理由により子どもの家等の利用が困難な児童の保護者に対する支援を図る必要がある。</li> </ul>	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆「子ども・子育て支援新制度」や「社会教育法」など, 国の動向を踏まえた適切な対応を進めていくとともに, 放課後における児童の健全育成や家庭教育支援の充実など, 学校・家庭・地域等が連携・協働して子どもたちの心を豊かに育む取組みを推進する。</p> <p>〈主要事業〉 ◆魅力ある学校づくり地域協議会については, 活力ある学校づくりへの参画や地域ぐるみの児童生徒の健全育成・安全確保などとともに, 「コミュニティ・スクール」の導入を見据えた各協議会への活動支援や制度の理解促進, 学習支援事業の導入推進に取り組んでいく。</p> <p>◆家庭の教育力向上事業の推進については, 親学出前講座の実施や親学と子どもの情報誌の発行などによる学習機会の充実, 親学習プログラム指導者研修や家庭教育サポーター養成講座などによる人材育成を進めていく。</p> <p>◆子育て世代対象事業については, 保護者の気づきを促す講座や仲間と出会い, 交流できる機会となる講座を実施していくとともに, 地域や学校, 企業等と連携した講座の実施に取り組んでいく。</p> <p>◆放課後子ども教室推進事業については, 未実施校区への立ち上げ支援を強化し, 全校での放課後等における交流活動の場所を確保していくとともに, 実施校区に対する活動内容の充実にに向けた支援を引き続き進めていく。</p> <p>◆子どもの家・留守家庭児童会事業については, 「子ども・子育て支援新制度」の施行や利用児童数の増加に各子どもの家等が適切に対応し, 円滑に運営できるよう支援の充実を図るとともに, 経済的な理由により子どもの家等の利用が困難な児童の保護者に対する保護者負担金を一部助成することで利用を促し, 児童の健全育成に取り組んでいく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>